

教育目標

子どもたちに「生きる力」を育み、地域の期待に応える教育を創造する

- ・自ら学び、自ら考え、判断する力を育成し、豊かな心を持つ人間育成を図る。
- ・協働共汗の姿勢の確立をめざし、仲間を大切に、明るい平和な社会を築く人間を育てる。

目指す学校像

- ・保護者や地域の方との連携を深め、信頼される学校
- ・豊かな感性と一人ひとりの能力を伸ばし、心身とも健やかな生徒を育む学校
- ・「誇・輝・絆」をキーワードとして、生徒と教師が一丸となって取り組む学校

目指す生徒像

- ・自他共に認めあい、命を大切にする人
- ・仲間と共に協力し、みんなの幸福を願う人
- ・自ら進んで研究し、正しいことを追求する人
- ・働くことの大切さを知り、たくましく生き抜く人
- ・責任を重んじ、最後までやり遂げる人

生活の三大目標

・元気な声であいさつを（礼儀・コミュニケーション）

お互いに気持ち良くあいさつをしよう。また、先生や来校者へのあいさつ・会釈も社会生活・礼儀のひとつとして必ず行おう。

・ルール感覚を身につける（けじめ）

時間をしっかり守り、校則をしっかり守り我慢し努力できるように。

・そうじをきっちりと（校内美化）

きれいにすることでスッキリした気持ちになり、自分自身の整理にもつながります。

毎日を楽しく、よりよい生活を送るために

- ・規則正しい生活習慣 早寝・早起き・朝ごはん 余裕を持って登校しよう。
- ・他人や自分を傷つける言動をしていないか気をつけ、また健康面や安全面にも常に注意をしよう。
- ・環境や公共物、自分の持ち物などを大切に、管理をしっかり行おう。
（持ち物へ記名する。危険なものや不必要な物やお金は持ち込まないこと。）
- ・伝え忘れのないようにしよう。 諸連絡の徹底を。
（学校から家庭へ 家庭から学校へ 部活動 非常時 など）
- ・良く考えて行動する。わからないことや判断に迷う時はあらかじめたずねること。
（持ってきて良いものの判断 連絡事項 など）

日課表・様々な学習活動

通用門通過			8:25までに		
朝読 ※遅刻チェック（8:30）			8:30～8:40		
朝礼			8:40～8:45		
集会 月曜日		通常 火～金曜日		45分授業	
1限	8:55～9:20	8:50～9:40	1限	1限	8:50～9:35
2限	9:30～10:20	9:50～10:40	2限	2限	9:45～10:30
3限	10:30～11:20	10:50～11:40	3限	3限	10:40～11:25
4限	11:30～12:20	11:50～12:40	4限	4限	11:35～12:20
掃除	12:20～12:35			掃除	12:20～12:35
連絡	12:35～12:40			連絡	12:35～12:40
昼食	12:40～13:00		昼食	昼食	12:40～13:00
昼休み	13:00～13:20		昼休み	昼休み	13:00～13:20
予鈴	13:20		予鈴	予鈴	13:20
5限	13:25～14:15		5限	5限	13:25～14:10
6限	14:25～15:15		6限	6限	14:20～15:05
終礼	15:15～15:25	15:15～15:30	掃除	終礼	15:05～15:15
		15:30～15:45	終礼		
7限	委員会活動・班長会議の時間に使われることもあります				

特別活動【特活】について （以下の時間は特別活動と呼ばれる授業です。）

- 全校集会……月に一回、月曜日の1限目（25分間）を使って行います。
- 生徒集会……月に一回、月曜日の1限目（25分間）を使って行います。
- 学年集会……それぞれの学年で必要ときに時間を使って行います。
- 班長会議……月に一回を目安に、7限目を使って行います。
- 生徒会専門委員会……月に一回、水曜日の7限目（25分間）を使って行います。
- 学級活動……学年毎週固定曜日の6限目に行います。

※各行事の取り組み期間中は臨時で時間をとって行うことがあります。

3年生 バージョン

登下校について

- 生徒通用門を8：25までに通過し、8：30に教室で座っているように。
(8：30が朝読の開始時間です)
- 災害、非常事態(事故等)、不審者にあった場合はすみやかに近くにいる大人に知らせ、身の安全を守り、家庭、学校、警察に伝える。
- 地域社会の一員として迷惑行為や危険な行為は絶対にしない。
- 下校時間を守り、寄り道や買い食いをせず、まっすぐに帰宅する。

部活動入部生徒について

部活動・・・・・・・・年間を通して17：00完全下校
クラブチーム・・・・年間を通して18：00完全下校

学習室利用の生徒

夏期・冬期ともに17：00下校

学習室利用・部活動以外の生徒

夏期は17：00 冬期は16：30下校

※特別な用事が無い場合は終礼後すみやかに下校するようにしましょう

交通道徳を守り事故の防止を

<歩行>

- 右側通行を守り、一列で歩きましょう。
- 歩道のあるところは、必ず歩道を歩きましょう。
- 横断は必ず横断歩道を利用し、斜め横断は絶対にやめましょう。
- 車の直前直後の横断は絶対にやめましょう。
- 踏み切りでは必ず左右を確認し、遮断機を絶対くぐらないようにしましょう。
また、線路の上で遊んだり置き石等のいたずらはやめましょう。

<自転車> ※自転車通学生はしっかり確認を!!

- ブレーキ・ベル・ライトなど、車体の点検を常にしましょう。
- 体にあった自転車を利用し、危険な乗り方(二人乗り・片手運転・並走等)はやめましょう。
※サドルは両足が届く事。ハンドルのグリップは水平以上にならないように。
※自転車にステップ(立棒)をつけないように。
- 交差点・踏み切りは必ず一旦停止しましょう。
- 雨の日は必ず雨ガッパを着用しましょう。
※傘差し運転は禁止です。自転車通学停止の対象事項とします。
- 自転車を改造しないようにしましょう。(変形ハンドル等)
- 自転車通学生は、ヘルメットの着用が原則です。また、自転車は車両ですから、左側を通行し、信号は必ず守りましょう。
※ あごひもを止めていない場合はノーヘル扱いとします。

ノーヘル、自転車ルール違反に対する罰則

- 1回目・・・1週間の自転車通学停止
2回目・・・1ヶ月の自転車通学停止
3回目・・・学年終了まで自転車通学停止

<電車>

- 駆け込み乗車は大変危険です。一つ早い電車でゆとりを持って乗れるよう気をつけましょう。
- 割り込み乗車も危険です。列をつくって乗車し、お年寄りなどにはすすんで席を譲りましょう。
- 車内では中学生として恥ずかしくない言動・マナーであるよう心掛けましょう。
- 駅員さんの指示には、必ず従いましょう。

※電車通学は通学証明書(一年間有効)と生徒証明書のふたつで通学定期の購入ができます。

服装・頭髪規定

服装規定

制服 【夏服や冬服の更衣調整期間はありません。気候に合わせて着用してください】

【男子】

冬服 上衣 黒のつめえり標準学生服

生地…サージを基本とする。裏地は紺・黒・灰色の無地。
えりの高さ…3.5cm～4cm
そで…ストレート・ボタン2個
(袖割れ、ファスナー・ホックのついているものはだめ)
たけ…直立姿勢で手のひらを越えないこと。
カラー…白色で模様のないものを使用する。
(ラウンドカラーの場合不要)

夏服 上衣

ボタン…学校規定のものをつける。
カッターシャツ・開襟シャツ
生地は白無地(地模様はいけない)
ボタンダウン、ニットはいけない。

ズボン

黒色の長ズボン、(標準型)ストレート型
ベルト…黒・紺・茶の単色で幅は2cm～4cm
タック入り、ベルトレス…禁止
すそ…ダブルを標準とするが短くなった時はシングルにして良い

【女子】

冬服 上衣 セーラー服、ライトブルーの線2本入り、同色のネクタイ
丈を短くしたり、ウエストを絞ることは禁止。

夏服 上衣

白のセーラー服、他は冬服に準じる。

スカート

長さは膝が出てしまわない長さにする。(長すぎ×短すぎ×)

※ 上着の下に着るシャツ … 白カッターシャツを基本とする。Tシャツ、トレーナー(色は、白、黒、紺、茶、グレーが原則)、夏冬体操服なども可。

※ 上着を脱がない時は、中が見えない範囲で自由です。
(昼休みに外で遊ぶ時は、自由に脱いでも良い。)

※ 女子の襟元は防寒用に白、黒、紺、茶、グレーのトレーナーやセーターはOK。

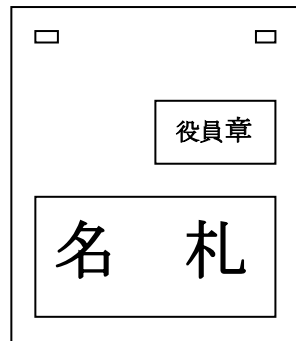
※ 夏服の下に着る服は、夏体、白地のクラブTシャツ、白無地のTシャツとする

だらしない制服の着こなし(腰パン・第一ボタンやカラーはずし・スカートホックや袖ホックはずし)、シャツ出し(体操服・男子カッターシャツ)、冬制服からのフード出しなどはしないようにしましょう。
※ もらい物の制服の場合、必ず一度先生に見てもらってから、許可を受けてください。

くつ 白・黒・紺・グレーで無地またはワンポイント、ライン入り程度の物が望ましい。(男女共) スニーカー・ソックスでも同じ条件でOK。 但し『運動に適したものの』であること。よってルーズソックス、レッグウォーマー等は禁止。
始業式や終業式などの儀式的行事、3年生送る会や文化祭などの文化的行事は白・黒・紺・グレーの無地・ワンポイントのみとする。

くつ 体育授業で運動ができる靴。
 ブーツや革靴、サンダル、クロックス等は禁止

名札 左胸に名札を付けます。役員章は右のように付けます。
 安全ピンで上の二ヶ所をとめます。



防寒具
 ウィンドブレーカー 学校指定のものを着用
 着用時は必ずチャック(ファスナー)を締めること。
 ※教室での着用は不可だが、体調不良により保護者からの申し出がある場合は例外を認める。

手袋 登下校時許可(色指定なし)

マフラー、ネックウォーマー 登下校時許可
 長すぎないもの 入室後はカバンにしまう

ひざ掛け 以下のルールの厳守にて使用可
 ・授業中であること(教室や特別教室内のみ)
 ・教科担当教員の許可があること(全ての授業でOKではない)
 ・足腰の保温のために用いること(肩や頭に掛けたり、枕にしない)
 ・定期テストや実力テスト時の使用は認めない。

頭髪規定

脱色、染色、パーマ、左右非対称の髪型など、必要以上におしゃれなものや特異な髪型は禁止です。ヘアワックス・ムース等を付けない。(髪の毛をくくったり、まとめる際には、ヘルメットの邪魔にならないこと→あごひもをつけるように)エクステ、ウィッグなどをつけるのもダメです。ヘアピン・パッチン止めは、黒、銀、素材の色華美でないもの。(大きいもの、派手なもの、柄のあるものは×)
 ※中学生らしく、TPO(時間・場所・場面)を考えた髪型や長さ(くくる等)が望ましい。
※肩にかかる長さの場合、儀式的行事、文化的行事などではくくる。
 ※編み込みや頭皮が露出するような極端な三つ編み等は禁止です。

その他

クラブTシャツやユニフォームについて
 土日祝日と長期休暇は、活動中も登下校時も着てOK。
 しかし、平日は、朝練習前や夕練習後の登下校についてのみ着用可です。

朝や夕方だけちょっと肌寒いといった時期
 夏服の上にジャージ〔上着のみ〕を着てもOKです。

体操服について
 新旧デザイン体操服の併用を可能としますが全学年、新体操服を全員が持っていることが基本です。

★ここに注意!絶対にしない!

① 染髪厳禁。基本は即日黒染ヘアワックス・ムース等付けない
 左右非対称、奇抜な髪型、不自然な刈り上げをしない。

② ピアスをつけない。穴をあけない

③ カラーをつける

④ ボタンは止める・ホック開け可

⑤ 名札は必ずつける
 忘れた場合は→紙製をホッチキス止め

⑥ シャツ出しはしない

⑦ 携帯等違反物即没収
 初 回→親来校・担任返却
 2 回目→親来校・学年返却
 3 回目→解約も考慮

⑧ すそが地面についたら×
 ほつれたものは切断

⑨ 運動できる靴をはく。革靴・サンダル・ブーツ禁止

① 茶髪厳禁。基本は即日黒染パーマ禁止。エクステ、ウィッグ、ヘアワックス・ムース等禁止
 高すぎる位置のお団子、ポニーテール等をしない。

② 髪がセーラーの襟に接していたらくくるか編むかをして清潔感を保つ事が望ましい

③ 化粧厳禁
 マスカラ・アイプチ等々
 カラーコンタクト付けない
 色付きリップ付けない

④ 冬服袖まくりだめ
 袖ホック必ず止める

⑤ 中が見えたらだめ
 スカートを折らない

⑥ 短パン見えたらだめ

⑦

⑧ 靴下は白黒紺のワンポイント、ライン入り程度が望ましい(男女共通)
 ルーズソックス・レッグウォーマー禁止。
 まがいもの・もどき×
 ストッキング・タイツはベージュか黒の模様等がないもの

持ち物についての確認

- ・学習に不必要な物、ぜいたくと思われる物、危険を伴うような物等は持って来てはいけません。
(装飾品・携帯電話・お菓子・携帯音楽プレーヤー・マンガ雑誌類・時計・カメラ・ナイフ・マッパ・トランプ・ゲーム類・など)

※携帯電話所持・インターネット使用について

ブログやメール、携帯アプリ「LINE」でのトラブルが急増し、中には事件にまで発展しています。家庭で使用上の約束や危険性について保護者と十分に話し合い、マナーや常識をわきまえて使用するよう心がけてください。もしもトラブルが生じた時はすみやかに保護者・学校に連絡してください。

(※第二中学校は中学生の携帯所持を奨励しません。)

- ・金銭は必要な時以外は持って来ないこと、急に必要が生じたときは担任に相談して下さい。やむを得ず多額の金銭を持ってきた時は、担任に預けるようにして下さい。
- ・持ち物には、必ず氏名を記入しておきましょう。
- ・生徒証明書は、いつでも身につけておきましょう。
- ・原則として教科の学習のある時は制カバン登校ですが、学校・学年から指示のあった場合および授業のない日(式、テストの日など)に関しては、サブバック登校可です。

あいさつ・礼儀・けじめ 良い習慣をつけよう

職員室への入室の仕方

※入室の前に ・カバンを置く・ウインドブレーカーを脱ぐ・マフラーをとる
※用事のある者しか職員室には入室しないように
※気持ちの良いあいさつを心がけましょう

- ①「ノックを3回」→ ドアを開けて入室
- ②「失礼します」

「 年 組 氏名 です」

- ③ 用事を伝える 例 「〇〇先生はいらっしゃいますか？」
「鍵をとりにきました」 など
- ④ 「失礼しました」→ すみやかに退室

始業、終業のあいさつ けじめについて

※元気でさわやかなあいさつを心がけましょう

- ①名札、ボタンはずし、シャツ出し、袖ホック、スカート折りなど 授業を受ける前に身だしなみの確認を
- ②「お願いします」「ありがとうございました」

来客者へのあいさつや会釈

※中学校には高校の先生など外部の方が多く来校されます。恥ずかしがらずに気持ちの良いあいさつをしましょう。何か困っているようなら積極的に声をかけるのも勉強のひとつです。

学習について

1. なぜ、勉強するのか
 - ・社会に出て役に立つ人間になるための基礎づくり
 - ・学力がすべてではない。しかし、しんどいことから逃げたり、怠けたりすることは自分自身の成長につながりません。
 - ・必要でないと思っっていることにも前向きに取り組むことで心を強くしていきます。
2. 勉強のしかた
 - (1) 計画をきちんと立てる。
 - (2) 得意科目をつくる……自信をもつ
 - (3) ノートをまとめなおしたり、カードを作ったりして、覚えるべきことについては工夫する。
 - (4) 部活動との両立をめざす。
 - (5) わからないところは先生にどんどん質問しよう。
3. 授業の受け方
 - (1) 授業の準備
 - ① 忘れ物をしない。教材の持ち帰りについては教科の先生の指示に従うこと。
 - ② 宿題や課題はしっかりする。
 - ③ チャイム着席。次の時間の授業準備をしてから休憩に入る。
 - (2) 教科書はよく読む。
 - (3) ノートは自分なりの工夫もふくめてまじめに書く。
 - (4) 先生の説明はしっかり聞く。
 - (5) わからないところ、疑問に思うことなどがあつたときは、勇気をだして聞く。
 - (6) 友だちと教え合いをする。
 - (7) 授業中は私語をしたり、遊んだりはしない。
 - (8) 体育など見学をする場合などは、きちんと届け出るようにすること。
5. テストについて
 - (1) 定期テスト 一学期 → 中間テスト、期末テスト
二学期 → 中間テスト、期末テスト
三学期 → 学年末テスト
 - (2) 実力テスト 学年によってテストの内容や回数は違います。
夏休みや冬休みなど長い休み明けには宿題からの課題テストが実施される場合もあります。
3年生の二学期以降は、だいたい月1回ぐらい実施されます。
6. 成績 …… 中学校の通知表の評定は5段階(5～1)です。
それに、それぞれの科目から観点別の評価も加わります。
評定には、テストの結果だけでなく、普段の授業の態度や提出物などが含まれます。

<科目>

1. 国語・社会・数学・理科・英語・音楽・美術・保健体育・技術家庭
2. 道徳
3. 特別活動・生徒会活動(生徒会、部活動、学級活動)・学校行事
4. 総合学習

三年間の中学校生活の大まかな流れ

	第一学年	第二学年	第三学年
一 学 期	入学式 始業式 全校オリエンテーション 身体測定 健康診断 三者懇談 宿泊行事 中間テスト 期末テスト	始業式 全校オリエンテーション 実力テスト 身体測定 健康診断 三者懇談 中間テスト 期末テスト	始業式 全校オリエンテーション 実力テスト 身体測定 健康診断 三者懇談 修学旅行 中間テスト 期末テスト
二 学 期	実力テスト 中間テスト 学年行事 土曜参観 期末テスト	実力テスト (体育祭・文化祭) 中間テスト 学年行事 土曜参観 期末テスト	実力テスト 中間テスト 学年行事 土曜参観 期末テスト
三 学 期	実力テスト 学年行事 学年末テスト 3年生を送る会 修了式	実力テスト 学年行事 学年末テスト 3年生を送る会 修了式	実力テスト 学年末テスト 進路決定(高校入試等) お別れ会 卒業式

昼食について

給食について

中学校の給食は希望者がメニューを見て、前の月の〆切期日までにお金を添えて申し込むことになっています。1食(330円)

自動販売機の利用について

- ・自動販売機は、忘れたり、足りなくなった時などの緊急用です。飲み物は、各自で家からもってくるように、昼食は、お弁当・給食を各自で準備するようにしましょう。
- ・購入できる時間
ペットボトル飲料：朝、休み時間、放課後などの授業時間外
カロリーメイト：朝、午前中の休み時間、昼食前
- ・飲み物を飲む場所は、教室、部活場所のみです。歩き飲みをしないようにしましょう。
- ・ペットボトルゴミは、自動販売機横の指定場所へ捨てましょう。
- ・必要以上に購入せず、自分が必要な分だけ購入するようにしましょう。
- ・お金の貸し借り、おごる、おごられる、人にあげることは禁止です。残りは持ち帰りましょう。
- ・ルールを破る、違反をする、トラブルがあった際には「使用停止」となるので注意しましょう。

授業には遅れないよう、余裕をもって購入するようにしましょう。

お弁当を持参する場合

夏期は食中毒等の心配もありますので保冷材を活用するなどの工夫を考えて下さい。

パンなどを持参する場合

- ・登校途中におにぎりやパンを購入してくるのはOKです。
※あくまで、お弁当が作れなかったり、給食を頼んでいなかった場合と考えています。
ゴミの問題もありますので、個包装のパンやおにぎりのみとします。
- ・飲み物は500mLまでのパックのものや、学校で購入できるものに準ずる。
※昼食時に飲み切る

保健室の利用と早退について

緊急時以外は、まず職員室に連絡をし、指示を受けること。保健室の先生の指示に従うこと。その際、保健室来室カードを記入する。

利用について

★ 内科的な場合

- ①事前に担任(授業の教科担当、または学年教師)に連絡してから保健室を利用する。
- ②不調で保健室での回復が困難な生徒については、程度に応じて早退等の処置をとる。
 - ・長時間にわたる保健室の利用は避け、休養は1時間までを原則とする。
 - ・早退については、保護者に連絡した上で、自宅療養あるいは病院受診を勧める。
- ③不調での内服薬等の投与はできません。

★ 外科的な場合

- ①けがをした場合はすぐに応急処置をする。
- ②けがの手当ては、原則として当日のみとする。
- ③病院受診をしたケガの場合は、日本スポーツ振興センターの手続き(クラブチームの場合はスポーツ安全保険等の手続き)を行う。

保健室来室カード	
年 組 名前：	
時間【 : 】	
記入者：	先生
来室理由	
[]	

生徒会について

本部役員 会長 1 名 副会長 1 名 書記 2 名 ※立候補者の中から全校投票により選出される。
学年代表 三年 前期 1 名 二年 前期 2 名 一年 前後期 2 名
後期 2 名 後期 1 名

専門委員会 各委員会では委員長、副委員長、各 1 名を互選する。
生活美化委員会、保健体育委員会、学芸委員会、文化委員会

代議員会 学年代表と代議員で行う。本部役員・専門委員会と連携をとり活動する。

学級委員 代議員 生活美化委員 保健体育委員 学芸委員 文化委員
選挙管理委員（年 2 回の選挙時に活動） ※各委員は専門委員会に出席する。

役員選挙 規定

第 1 章 選挙

第 1 節 生徒会における選挙は本部役員の選出の時にちなわれ、この規定もそのときに適用します。

第 2 章 選挙管理委員会

第 1 節 本会は各学級より選出された各 1 名をもって組織します。

第 2 節 選挙管理委員の任期は一期制とし 4 月に選出され、その期間に規定に基づく任務にあたり
ます。

第 3 節 本会は本規定を施行し、選挙に関する違反を防止し、違反者を適当に処分し、またその責
任は委員長がもちます。

第 4 節 本会は規定の施行に当り、必要な細則を協議して設け、告示することができます。

第 5 節 選挙管理委員は立候補および一切の選挙運動をすることができません。

第 6 節 本会は相談および職員会との連絡や指導を受けるため、教職員より顧問を招きます。

第 3 章 本部役員の選挙

第 1 節 本部役員は全会員により選出されます。

第 2 節 前期の役員選挙は前年度の 3 月に、後期は 10 月に行ないます。

第 3 節 投票日程および投票に関する連絡は選挙管理委員会より公示されます。

第 4 節 全会員は定められた選挙規定および細則に基づき、立候補することができます。

第 5 節 候補者の届出は原則として選挙当日の 3 日前にしめ切ります。

第 6 節 各立候補者は選挙管理委員会の承認を得て、定められた細則に基づき指定され
た範囲内で選挙運動をすることができます。

第 7 節 候補者は原則として選挙前の立会演説会において意見の発表を行ないます。

第 8 節 投票は無記名で行ないます。投票時間、投票場所、投票順序は選挙管理委員会
の指示によります。また投票用紙は選挙管理委員会の指定したものをを用います。

第 9 節 開票は全投票終了後、直ちに選挙管理委員会によって行ないますが顧問の立合
いがなければなりません。

第 10 節 当選は最高得票数の者より決定します。また得票数が同数の時は決戦投票をも
って決定します。当選者が決定した時、直ちに選挙管理委員会は投票結果と当選
者氏名を公示しなければなりません。

第 4 章 代議員の選挙

第 1 節 各学級において代議員男女各 1 名を選出します。なお前期の代議員選挙は 4 月
に行い、後期は本部役員選挙の行なわれた後に行ないます。

第 2 節 本部役員は代議員を兼任できません。

中学校生徒会 会則

第 1 章 名 称

本会は富田林市立第二中学校生徒会と称します。

第 2 章 目 的

本会は会員の自治能力を高め、その自主的な行動と全会員の親和と協力によって、学
校生活の向上と充実をはかり、立派な校風をつくることを目的とします。

第 3 章 会 員

本会は全校生徒をもって会員とします。

第 4 章 組 織

第 1 節 本会は選挙管理委員会、本部役員会、生徒議会、委員長会、各種委員会、学級
生徒会をもって構成します。

第 2 節 本校教職員は生徒会の顧問として本会各分野の指導と助言にあたります。

第 5 章 任 務

第 1 節 本部役員会

1. 本会は生徒会役員である会長 1 名、副会長 1 名、書記 2 名、学年代表（前期は
3 年 1 名、2 年 2 名、1 年 2 名。後期は 3 年 2 名、2 年 1 名、1 年 2 名。）
により組織されます。
2. 本会は顧問の先生の指導、監督、調整を行ないます。
3. 会長は生徒会の代表として会務を総理します。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはその職務を代行します。
5. 本部役員は全会員の無記名投票により選出されます。
6. 任期は二期制として前期を 4 月から 10 月まで、後期を 10 月から 3 月までとします。
7. 役員の再選はこれを認めます。

第 2 節 生徒議会

1. 本議会は生徒の最高協議機関であり、生徒会の目的達成に努力します。
2. 本議会は本部役員および各学級より選出された男女各 1 名の代議員によって組織
されます。
3. 本議会の召集は会長の名において行います。
4. 議会開催にあたり、議長を本部役員・代議員の中から選出します。
5. 各委員会の各委員および議長は議席をもち発言することができます。
6. 本議会は各クラス 1 名以上の代議員の出席を要します。
7. 本議会の議決は、出席代議員の賛成をもって議決し、可否同数のときは議長が決定します。
なお決議事項は代議員により全生徒会員に伝えられます。

第3節 委員長会

1. 本会は各種委員会の委員長と本部役員によって組織されます。
2. 本会は本部役員と各種委員長の連絡協議調整をはかり、各委員会の活性化に努めます。
3. 本会は必要に応じ職員会との連絡のため各委員会の顧問を招きます。

第4節 各種委員会

1. 本会は代議員・文化・保健体育・生活美化・学芸の各委員会によって組織されます。
2. 本会は各委員ごとに委員長、副委員長を選出し委員会開催のときは職員会との連絡のために各委員の顧問を招きます。
3. 各委員長は生徒議会において、各委員会に関する議案について発言することができます。
4. 各委員長は本部役員会との連絡や協議をするための委員長会議をもちます。
5. 本会は本部役員会の協力機関となります。
6. 本会は各委員ごと年度始めに、年間計画・活動内容・方針を決め、本部役員会、生徒議会、職員会に報告します。

第5節 学級会

1. 本会は学級の全員をもって構成し、学級自治に関する協議および議決を行いません
2. 本会は男女各1名の代議員を選出します。また、全校委員会に男女各1名の代表を選出します。
3. 代議員は、学級生徒会の活動に関する責任をもち、学級自治の向上に努力します。また学級の代表として生徒議会に出席します。
4. 代議員の任期は二期制として前期を4月から9月まで、10月から3月までとし、再選はこれを認めます。
5. 各種委員会の委員の任期は代議員の任期と同じです。

第6章 生徒総会

第1節 生徒総会は必要に応じて会長の名において開催することができます。

第2節 生徒総会は全会員の4分の3以上の出席をもって成立し、過半数をもって議決します。

第3節 生徒総会は開催にあたり、議長、副議長各1名を全会員より選出します。

第7章 直接請求

第1節 生徒議会の決議事項に異議のある場合は代議員を通じて生徒議会に再討議の請求をすることができます。

第2節 本部役員の解職請求がある場合は、全生徒会員の3分の1の連署を集め選挙管理委員長に提出します。

第3節 提出された旨を選挙管理委員長は、3日以内に全生徒会員に伝え1週間以内に投票に付しその結果過半数の同意があれば、その本部役員は辞職しなければなりません。

第8章 部活動

第1節 部活動（クラブチームを含む）に関することは、すべて部活動規定に属します。

第9章 選挙

第1節 選挙に関することは、すべて選挙規定に属します。

第10章 最高決定権

校長は本会のすべての活動に関する最高決定権をもちます。

第11章 最高規則

この会則は本会の最高規則であってこれに反する規定、命令その他の行為はその効力を有しません。

第12章 改正

本会々則は生徒議会において3分の2以上の賛成で発議し、生徒総会での過半数の承認を得なければなりません。

部活動規定

第1章 本校生徒会々則第8章により規定します。

第2章 各部は顧問の指導を必要とします。

第3章 本校生徒会々員は文化部、体育部のどちらかに入部することを希望します。

第4章 各部は下記の役員をおくことができます。部長、副部長、その他。

第5章 部長は各部を統制し、部についての一切の責任を持ちます。部長が不在、または支障のある場合は副部長が部長の任務を代行します。

第6章 入部は毎年4月に行ないます。これ以外の期間でも部長及び顧問の許可をうければ入部できます。

第7章 転部の場合は両部長及び両顧問の許可をうければ転部できます。

第8章 退部の際は部長及び顧問の許可をうけます。

第9章 外部の団体に所属していて、さらに本校の部に入部したい場合はそれぞれの部長及び顧問の許可をうければ入部することができます。

第10章 部長はキャプテン会議に出席します。

第11章 各部は互いに協力して活動します。

第12章 本校の部と他校の部、その他団体と試合又は校外をする時は事前に学校に許可をうけます。

第13章 各部において必要と思われる時は内規を設けることができます。

第14章 各部は定められた時間内で活動します。これに違反した場合は一定期間、活動を停止される場合があります。

第15章 各部において部員が部活動規定に違反した場合はその部より除外されることがあります。

第16章 各部において部員が部活動規定に違反した場合はその部より除外されることがあります。

第17章 退部の際は、退部届けの提出を義務づける。

第18章 全体会議中は、原則として活動中止。

第19章 クラブチームに加入する際は、保険の加入、同意書の提出を必要とする。

部活動・クラブチームについて

部活動・クラブチームは生徒の自主的な活動によって成立するものです。専門家の先生はほとんどいないといっても過言ではありません。その先生方の奉仕活動によって行なっていますので、生徒諸君は、入部した以上積極的に活動に参加してください。

また、身体や心を鍛えながら、強い意志を養うと共に、お互い協力し助け合いながら、規則やマナーを身につけるなど、社会的にも豊かな性格をつくる場にして下さい。

練習は、体育系はほぼ毎日あり、文化系はほぼ毎日と週2～3日程度の部もあります。
(新入生の活動は4月のクラブ結成以降です)

- ・体育系 陸上、卓球、バスケットボール（男・女）
サッカー、野球、ソフトテニス（女）、バレーボール（女）
- ・文化系 吹奏楽、放送、家庭科、美術

活動時間・クラブチーム（下校時間）

部活動・・・・・・・・年間を通して17：00完全下校

クラブチーム・・・・・・・・年間を通して18：00完全下校

練習できない日（原則）

定期テスト前（中間テスト 期末テスト1週間前）

全職員による会議や研修（職員会議など）が行われるとき。

全部活動員統一のルール（クラブチームを含む）

- ①遅刻・早退・欠席するときは必ず顧問に連絡する
- ②理由もなく欠席してはならない
- ③運動部の活動は体操服かユニフォームまたは部活動指定の衣装で行う
文化部の活動は制服か体操服または部活動指定の衣装で行う
- ④昼食を校外に買いに行くことは禁止する
- ⑤昼食は各部指定の場所で食べる
- ⑥ケガや体調不良の場合は直ちに顧問か近くの教師に知らせる
不審者を発見したときや他の緊急事態が発生したときも同様にすぐ知らせる
- ⑦校外での活動時においても買い食いは禁止する
- ⑧校外での活動時は二中の代表である自覚を持ち責任ある行動をとる。対外試合などで校外に出るときは、きちんとした服装、態度で臨む。
(バスや電車で騒がない。自転車の移動は特に安全とマナーに注意すること。)
- ⑨部室・更衣室・活動場所の整理整頓や施錠は各部で責任を持つ
- ⑩次の問題が起きた場合、「活動停止処分」とする。
 - ・活動時間を厳守する
 - ・登下校の蝟集（家庭からの連絡・地域からの苦情）
 - ・自転車の二人乗り・ヘルメット違反
 - ・登下校時、試合の行き帰りの買い食い行為
 - ・違反物持ち込み ※その他何かトラブルがあった際は追加していく
- ⑪他のクラブの試合の応援等に生徒だけではないかない。

○「活動停止処分」の罰則

- ・初回 部員全員を集め「指導」 ・3回目 3日間の部員全員での清掃活動
- ・2回目 1日の部員全員での清掃活動 ・4回目 5日間の部員全員での清掃活動

その他 こんなときは？

学校を欠席・遅刻するとき

朝8：20までに中学校へ保護者の方から電話連絡してもらうこと。

遅刻で登校するとき

正門のインターホンを押し、職員室の先生に「 年 組 氏名 です。遅刻してきました。」を告げる。小さな扉を開錠しますので、入校して職員室に来ること。登校カードを職員室の先生に記入してもらう。(基本は学年の先生)登校カードを教科の先生に渡して授業に参加する。

登校カード

教室に入室したらこの用紙を授業の先生に渡して下さい

クラス氏名	(年 組) 氏名
月日時間	/ () 時 () 分頃 登校
遅刻理由	
確認先生	【 】 先生
授業先生	【 】 先生

授業の先生はサインをして担任の先生へお渡し下さい

通院などで登校後校外にでなければならないとき

保護者の方から前以て連絡をしてもらい、担任の先生に届け出て許可を受けるようにして下さい。登校後に勝手に校外に出ることは禁止です。勝手に校外に出た場合は下校してもらいます。

悩みがあるとき

学校生活・家庭・友人・学習などさまざまな悩みが生じると思います。自分で解決する努力ももちろん必要ですが、一人で悩まず、すぐに家族・先生・友人に相談して下さい。

必要な場合は中学校ではスクールカウンセラーの専門の先生にも相談ができます。(毎週1回木曜日に来校。相談希望は先生まで申し出て下さい。)

台風など暴風警報発令中の生徒の安全対策について

台風などの接近時に暴風警報が発令された場合は、安全対策として下記の措置をとります。

- ①午前7時現在において、富田林市に暴風警報・大雨警報・大雨特別警報が発令されているときは、登校を見合わせて、自宅で待機して下さい。
- ②午前7時から午前10時までの間に、上記の警報が解除されたときは、解除後直ちに、通学路の安全を確認して登校して下さい。
- ③午前10時現在において、上記の警報がまだ発令中の時は臨時休校とします。

JR学割証明書（100km以上の旅行）の学割申請の必要書類は
 事務室で申し込みます。保護者に記入してもらう申し込み用紙がありますので、
 3日ぐらい前までに担任の先生に申し出て下さい。
 （提出するのは担任の先生へ）

物品を再購入するとき

担任の先生・教科の先生又は生徒指導担当（西尾）に直接言って下さい。
 購入や注文できるものと値段は以下の通りです

品 目	価 格	品 目	価 格
名 札	270円 (安全ピン込み)	ボタン (大)	70円
安全ピン	10円	ボタン (小)	70円
カラー	200円	裏ボタン	20円
ネクタイ	780円	上履きスリッパ	1300円
ヘルメット (自転車)	3000円	体育館シューズ	2400円
自転車ステッカー (鑑札代)	150円	体育館シューズ靴袋	400円
カードホルダー (ビニールケース)	50円	ウインドブレーカー	上6600円 下5200円
生徒証明書	無料	美術教材	1800円
アルトリコーダー	1950円	サブバッグ	1750円

制服業者で買ってもらうもの

品 目	価 格	品 目	価 格
男子水泳 水着	1870円～	女子水泳 水着	3090円～
ラッシュガード	1850円		
冬体操服	上 4660円 下 3280円	夏体操服	上 2200円 下 2730円
通学カバン	6130円		

※価格は変更されている可能性があります。